

暮らしの判例



国民生活センター 消費者判例情報評価委員会

消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

放置自転車回収販売事業のフランチャイズ契約への勧誘 行為が詐欺に当たるとして損害賠償を認めた事例

一審被告らの放置自転車の回収・販売業のフランチャイズへの一審原告ら加盟者に対する勧誘行為は、利益を上げることが困難な事情があるのに利益の獲得が容易であるかのように誤信させるものであるとして、故意による詐欺行為により加盟金等の名目で金員を詐取したものであるとし、一審被告らの共同不法行為による損害賠償責任を認めたうえ、過失相殺はすべきではないとして一審原告らの損害全額を認容した(認容額は一審原告3名で合計約1050万円と遅延損害金)。なお、一審判決は情報提供義務違反による共同不法行為責任を認めたが、各一審原告とも5割の過失相殺を行っている。

(東京高等裁判所平成30年 5月23日判決、『判例時報』 2384号51ページ掲載)

一審原告(控訴人): X1、X2、X3(まとめてXらという)一審被告(被控訴人兼控訴人): Y1 (フランチャイズ運営元事業者)、Y2 (Y1の代表取締役)、Y3 (Y1の提携業者)(まとめてYらという)

▲ 事案の概要

1. 放置自転車の回収ビジネスについて

Y1は、2004年頃から、首都圏で放置自転車の回収・販売業を営むようになった。Y2は、Y1の代表取締役である。Y3は、Y2の勧誘を受け、Y1と提携して、同じく首都圏で放置自転車の回収・販売を営むようになった。Yら自身は、大学などの大口の回収先を確保することにより、安定した経営をしていた。Y2およびY3は、共同して、放置自転車回収・販売業への加入者(パートナー)を募り(パートナー制度)、加盟金および次のシステム利用料の名目で加盟者から1人当たり300万円程度の金員を取得することを計画した。Yらは営業のノウハウを学び、業務に関する連絡をするなどの場としてチャットワークシステムを提供し、パートナーからはこのシステム使用料名目で月額3万円(税別)を徴

収していた。Y2およびY3は、後述のとおり、宣伝と勧誘のための書籍を出版し、有料セミナーの参加者に対してパートナー制度への加盟を勧誘した。Xらは、いずれもYらの勧誘に応じて加盟金やシステム利用料(X3は加盟金のみ)を支払った個人である。

2. 2013年頃の放置自転車回収・販売業の 実情

放置自転車回収・販売事業は、2013年の時点で既に多数の業者が参入しており、ライバル業者のいないブルーオーシャン(未開拓市場)ではなかった。大学、病院、大型団地および商業施設などの大口回収先は、既に特定の回収業者と提携しているところが多く、Yらも大口回収先となる大学や病院を取引先として確保しており、この大口回収先を新規加入者に譲る意思はまったく持っていなかった。また、公共機関等

の放置自転車等は自治体等がそれぞれ条例等によって定めた方法に従って回収されており、民間企業は回収できないことが多かった。Yらはこのような事実関係を知っており、「放置自転車は無限にある」とか「ライバル業者のいないま開拓市場である」とか説明したとすれば、それが虚偽説明となることは明白であった。このような状況下では、パートナーが回収できる放置自転車の台数はわずかであり、パートナーが増えれば増えるほど収益源(パイ)は減ることになるから、そもそも多数のパートナーを集めて放置自転車の回収・販売業を行っても、パートナーが利益を上げることは極めて困難であった。

3. 書籍の出版およびその内容

Y2は、2013年2月、パートナー制度による 放置自転車の回収・販売業の宣伝・勧誘手段と して放置自転車で月100万円稼げる開業マニュ アルをA出版から出版し、同書籍表紙には、放 置自転車で10億円稼いだこと、帯には感謝と お金を同時に得られる方法である旨や週末の副 業としてできる旨のキャッチコピーが記載され ていた。同書本文には、Y2は、大学に放置され た自転車を回収・販売して1日に30万円を稼い だことをきっかけに放置自転車の回収・販売業 に乗り出し、2004年からの数年間で10億円を 稼いだこと、放置自転車はどこにでもいくらで もあるから、他社が参入しても「パイの奪い合 い にはならないこと、少しでも多くの人が放 置自転車ビジネスに参加し成功することを願っ て同書を執筆したこと、Y3は、Y1と提携して 放置自転車の回収・販売業を営むようになり、 月平均60万円の安定収入を得るようになった こと、これまでに最高で月約100万円の収益を 上げたこと、放置自転車ビジネスにすべての力 を注げば月200万円くらいの利益を上げること ができるはずであることなどが記載されていた。 また、Y2は、2013年7月、どんな状況でも一

家4人が食べられるのはスモールビジネスのおかげである旨のタイトルで書籍をB書房から出版し、放置自転車回収・販売業を紹介した。

4. セミナーの開催およびその内容

Y2およびY3は、「放置自転車ビジネスセミナー」(本件セミナー)を複数回開催し、各回10人の参加者にパートナー制度への加盟を勧誘した。

5. 一審原告(控訴人)について

X1は会社員として働いていた者、X2は自営業を営んでいた者、X3は会社員として働いていた者である。Xらは、前述の各書籍を購入し、本件セミナーにも参加し、Y2およびY3からパートナー制度への参加を勧誘され、加盟金名目でそれぞれ約310万円などを支払った。

6. 一審判決について

Xらは、Yらを共同不法行為による損害賠償 訴訟を提起した。一審判決は、Yらによる故意 の詐欺による不法行為であるとはとらえずに次 の理由により、情報提供義務違反による共同不 法行為を認めた。本件事業がフランチャイズ事 業の性質を有するとし、フランチャイズ事業に おいてはフランチャイジー(加盟店)となろうと する者はフランチャイズ契約を締結するか否か を判断するに当たっては、フランチャイザー(本 部)から提供される情報に頼らざるを得ないの が実情であるとした。そのうえで当該事業の売 り上げ、収益に関する事項は、契約締結に関す るフランチャイジーの判断に重大な影響を及ぼ す核心部分ともいえる事項であるからフラン チャイザーはフランチャイジーが的確な判断が できるよう客観的かつ正確な情報を提供する信 義則上の義務を負うと解すべきとしている。ま たYらは、Xらに対して高額な収益が得られる とする不合理な告知をし、営業不振による閉鎖

店舗があることを告知しなかったなど情報提供 義務違反があるとした。しかし、一審判決では Xらは社会人経験を有していたこと、Yらから 提示、開示された情報の正確性や合理性を検討、 吟味することが可能であったこと、開業初期に おいては売り上げが安定的な経営状態に達する 時点での売り上げに及ばないことは当然予想さ れることなどの事情を考慮して50%の過失相 殺をした。

しかし、この控訴審である本件判決は、Yらの行為は、情報提供義務違反ではなく、違法性のより高い故意の詐欺による不法行為だとし、過失相殺を否定した。

▲理 由

1. Xらは、Yらの書籍を読んで高収入が得られ るのではないかと考え、本件セミナーに参加し たが、Y2およびY3は放置自転車回収・販売事 業のパートナー制度について説明し、同制度へ の参加を勧誘した。その際の配布資料には、 Y2は、放置自転車で10億円を稼いだこと、ラ イバルが見当たらない事業であること、大学の 放置自転車撤去でも地位を確立していること、 誰でも稼ぐことができるしくみであることなど が記載されていた。また、Y2およびY3は本件 セミナーおよびその後の面談において、前述し た配布資料に沿った説明をしたほか、放置自転 車は回収しきれないくらいの量がある、放置自 転車業界はライバル業者のいない未開拓市場で ある、一人勝ち状態だから加盟するなら今が チャンスだ、チラシをまくだけで依頼が来る、 パートナーになることで月70万円から100万 円程度の収入が得られるなどの虚偽内容の説明 を行い、パートナー制度への加盟を勧誘した。

2. Xらは、Y2らの書籍を読み、本件セミナーに参加し、その後のY2およびY3との面談にお

いて、同人らから前述のとおりの虚偽内容の説明を聞き、説明内容が真実であると誤信した。この誤信の結果、Xらは、パートナー制度に加盟すれば月70万円以上の収入を得ることができると考え、加盟を決意し、Xらは次の各支払いをした。(1)X1は、加盟金名目で、2013年5月に30万円と約280万円の計約310万円をY2およびY3の指定した口座(本件口座)に振り込んだ。また、システム利用料名目で計約13万円を本件口座に振り込んだ。(2)X2は、2013年10月中旬、加盟金名目で約310万円を本件口座に振り込んだ。また、システム利用料名目で、計約6万円を支払った。(3)X3は、2014年3月下旬、加盟金名目で約310万円を本件口座に振り込んだ。

3. Y2 およびY3の行為は故意による詐欺として 不法行為に該当し、共同不法行為責任を負い、 Y2 は、Y1 の代表取締役として、Y1 の業務に 関して勧誘を行ったものであるから、Y1 はY2 およびY3 とともに共同不法行為責任を負う。

4. 本件のような故意による不法行為であって犯罪成立の可能性すらあるものによる被害について、過失相殺をすることは、極力避けるべきである。Y2およびY3は、Xらが放置自転車回収・販売業に関する知識や経験がまったく無いことに付け込んで、故意に加盟金等の名目で金員を協り取ったことを考慮すると、Xらに、損害額の算定に当たって考慮しなければならないほどの落ち度があったとは認められない。被害者であるXらの損害額を減額することは、加害者であるYらに対し、故意に違法な手段で取得した利得を許容する結果になって相当でない。このことから過失相殺を否定し、一審判決を変更し、Xらの損害全額を認容した。

♪解 説

1. 本件は、Yらが、利益を上げることができない放置自転車の回収・販売業につき、パートナーとなれば月70万円から100万円程度の収入が得られるなどと虚偽の内容の記載された書籍を出版し、虚偽の内容のセミナーを開催するなどしてXらを欺罔したうえ、Xらからパートナー制度への加盟金名目に各約310万円ならびにシステム利用料名目にX1から合計約13万円およびX2から約6万円を騙取したという詐欺による共同不法行為事件である。本判決は、Xらが支払った金員全額と弁護士費用の損害を認めたものである。

2. Yらは、勧誘に当たっての一定のセールス トークは許されていると主張したが、本判決は、 放置自転車の回収・販売業は既に多くの業者が 参入済みであり、ライバル業者はいないなどと するYらの説明は虚偽であり、自転車輸出業者 に回収した自転車を買い取ってもらうことは困 難であったことなど、Yらのパートナー制度に は根本的な欠陥があり、Y2およびY3の勧誘は、 セールストークの範囲にとどまるものではなく、 故意による詐欺に当たるとした。また、Yらは、 Xらは有名企業で働くビジネスマンであり、希 望エリア(商圏)の売上予測等の情報を求めてい ないなど、Xらに重大な過失が認められるべき であると主張した。この点、一審判決は、フラ ンチャイズ契約の情報提供義務違反があったも のとしたうえ、50%の過失相殺をしたが、本判 決は、犯罪の成立の可能性のある詐欺行為によ るものであるなどとして、過失相殺の主張を否 定したものである。

3. 消費者が被害者となる詐欺の不法行為が問題となった最近の判例をみてみる。参考判例に挙げた判例などがある。参考判例①は、天然石

や薬草等を焼結させた高額な商品を宗教的効果 があるなどとして一般消費者に購入させた販売 行為のうち、その一部は社会的相当性を欠くも のであるとはいえないがそのほかの販売行為は 社会的相当性を欠くとして販売会社の不法行為 責任を認めたもので、過失相殺については販売 業者の販売行為は相当に悪質であったとして否 定している。なお、参考判例②は、参考判例① の一審判決である。一審でも販売業者の責任を 認めており、過失相殺はされていない。参考判 例③は、生命保険契約の締結につき詐欺等には 該当しないとして消費者の損害賠償請求を棄却 したもの。参考判例4は、ある著作物の著作権 の持ち分を購入すれば、カラオケが使用された り、ノンフライポテトチップスが販売されたり するのに応じて権利金の配当を得ることができ るなどと申し述べて、証券代金名目で金銭を交 付させた行為を詐欺的商法として違法であると して不法行為責任を認めたもの。参考判例(5)は、 投資目的で行われた美容機器付音響機器等の連 鎖販売取引が原告を誤信させる違法なものであ るとして、連鎖販売取引事業会社およびその代 表取締役らの不法行為責任を認めたもの。過失 相殺の主張はなされていないが、損益相殺につ いて詐欺の手段として交付したものとしてこれ を認めていない。

参考判例

- ①大阪高裁令和元年12月25日判決(『判例時報』 2453号23ページ)
- ②大阪地裁堺支部令和元年5月27日判決(『判例時報』2435号62ページ)
- ③東京地裁令和元年12月20日判決(LEX/DB)
- ④東京地裁令和元年7月8日判決(LEX/DB)
- ⑤名古屋地裁平成31年4月16日判決(『判例時報』2426号47ページ)